

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
4K6Z23C02140		4L7X2A20011 0001				GS-CG-Z-240002				
品名 または 件名										
陸上自衛隊装備品等の運用承認申請に係る技術支援役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST							0		
納地または工事場所				引 渡 場 所						
陸幕装計部通電課										
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
				令和8年3月31日（火）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年9月6日(金) 11時00分 中央会計隊入札室(E-1棟 6F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合には請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する契約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。

イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分(前日が休日又は休養日の場合は、その前日)までに担当者必着分を有効とする。

エ 代理による入札者は、入札時まで委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。
（FAX可）

カ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
別途執行日時を示し、後日執行する。

キ その他の項目については別紙による。

ク 契約手続の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 當銘（とうめ）

（TEL:03-3268-3111 内線47555）

（FAX:03-5269-5135（直通））

仕様書に関する問い合わせ

陸上幕僚監部装備計画部通信電子課 鈴木

（TEL:03-3268-3111 内線40901）

陸上幕僚監部装備計画部通信電子課 笠井

（TEL:03-3268-3111 内線40903）

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

調達要求番号：4L7X2A20007、4L7X2A20008、4L7X2A20009、
4L7X2A20010、4L7X2A20011

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
陸上自衛隊装備品等の運用承認申請に係る技術支援役務	GS-CG-Z-240002	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 6年 6月 5日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部通信電子課

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が整備・運用を行う装備品に関する運用承認申請文書等作成に係る技術的な支援役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 RMF

米国防省の最新のセキュリティ基準を参考に、令和5年度からリスク管理枠組み（RMF：Risk Management Framework）を防衛省・自衛隊の情報システムに導入し、運用開始後を含むライフサイクル全般を通じたリスク管理を継続的に実施していくことをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書の規定が異なる場合、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GS-CG-Z-240001 “装備品に係るシステムのリスク管理枠組み対応”に係る技術支援役務

b) 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について〔防装庁（事）第137号（4.3.31）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装普武第188号（31.1.9）〕

リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）〔防整サ第14550号（令和5年7月3日）〕

情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）〔防整サ第14550号（令和5年7月3日）〕

1.3.2 関連文書

この仕様書に関連する次の文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

調達要領指定書によって指定する。

b) 法令等

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔防防調第4608号（19.4.27）〕

取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔陸幕情第175号（19.7.31）〕

防衛省の情報保証に関する訓令〔防衛省訓令第160号（19.9.20）〕

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）〔防運情第9.2.48号（19.9.20）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達〔陸上自衛隊達第61-8号（19.12.17）〕

陸上自衛隊文書管理規則〔陸上自衛隊達第32-19号（23.4.1）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達の運用について（通達）〔陸幕指通第186号（5.5.23）〕

c) その他

政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムSHA-1及びRSA1024に係る移行指針（20.4.22）

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年度版）

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック〔2023年（令和5年）3月31日デジタル庁〕

2 本役務に対する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次によるものとし、適用の有無は、調達要領指定書によって指定する。

a) この役務は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、この役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等などが行われるリスクの対策などを行う。

b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.2 技術支援対象装備品等名・実施場所・日程・人員・役務時間

技術支援対象装備品等名、実施場所、日程、人員及び役務時間は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 実施期間

本役務を実施する期間は、契約締結日から令和8年3月31日とする。

2.4 役務員の勤務時間

本役務の実施期間中における役務員の勤務時間は、1日7時間45分を標準とする。ただし、作業上必要がある時は、検査官等の指示によって勤務する。

2.5 月間役務時間報告書

本役務の作業記録として、“月間役務時間報告書”を作成し要求元へ提出する。

2.6 役務内容

契約の相手方は、官側が実施するRMFに基づく運用承認のための支援を実施する。

- 情報システムに内在する情報保証上のリスクを明らかにすることを目的とした運用承認時リスク評価報告書の作成支援
- セキュリティ分類に基づき、管理策を選択し、個々のシステムの特性やリスク分析・評価の結果等を踏まえ、必要な管理策を追加するセキュリティ計画書の作成支援
- セキュリティ管理策の実装状況が適切に監視できるように、適切な指標、収集する情報、分析方法及び頻度などを記載した継続監視計画書の作成支援
- セキュリティ評価に基づく将来の対応計画を記載した将来対応計画書の作成支援
- セキュリティ評価を実施するための実装証拠の提出
- 官側の要求により、上記a)～e)で作成した書類についてGS-CG-Z-240001の事業者の評価を受け、提示された評価結果についての官側の対応の支援を行う。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表1によるものとし、提出前に陸上幕僚監部装備計画部通信電子課の確認を受けた後、速やかに陸上幕僚監部装備計画部通信電子課に一式を提出しなければならない。

なお、提出書類は、電子記憶媒体によって提出し、当該電子記憶媒体の種類及び記憶方式については、官側との調整による。また、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、コンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認する。

表1-提出書類

番号	書類名	数量	提出時期	提出先	備考
1	役務従事者名簿	電子媒体：1	契約後速やかに	陸上幕僚監部装備計画部通信電子課	役務従事者の資格証明書の写し及び職務経歴書等を添付すること。
2	月間役務時間報告書	電子媒体：1	業務実施の翌月 (最終月分は、契約終了日までに提出すること。)		

4.2 無償貸付品

無償貸付品は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の箇条5によるものとし、官側が必要と認めたものについて、無償貸付けを受けることが可能である。

なお、無償貸付の申請又は申出は、契約の相手方が希望する1か月前を基準として行う。

4.3 情報の保全

- a) 契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。
- b) 契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報〔“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下、“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報をいう。〕その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。
 - 1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.4 官側の施設などへの立入り

官側の施設などへの立入りについては、官側の指示に従わなければならない。

4.5 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、この設計において第三者の著作権その他の権利（以下、“著作権等”という。）を侵害しないことを確認する。
- b) この設計が第三者の権利を侵害しているとして官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担する。
- c) この契約において創作され納入物となる著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は、納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において翻案、翻訳、複製及び貸与（以下、“利用”という。）することが可能である。
 - 1) 契約の相手方又は第三者が従来から保有していたドキュメントの著作権等は、契約の相手方又は第三者に留保される。ただし、官側は、これらドキュメントを契約の相手方の同意の下、第三者に対し利用を許諾することが可能である。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒んではならない。
 - 2) この契約で新たに契約の相手方が著作したドキュメントの著作権は、官側と契約の相手方の共有とする。

- 3) 官側は、著作権を共有したドキュメントに関し、契約の相手方の同意などを得ることなくその利用を第三者に許諾することが可能である。
- 4) 共有する持分を第三者へ譲渡し又は質権の目的とする場合及び3)以外の共同著作権行使をする場合は、契約の相手方と事前に協議の上、承認を受けなければならない。
- 5) 契約の相手方は、著作者人格権のうち、同一性保持権を行使してはならない。

4.6 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり次の事項について事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けてもよい。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 駐屯地内敷地、施設及び設備備品の使用
- c) 官用電話の使用
- d) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- e) 現地作業時の空調運転
- f) その他契約履行に必要な事項

4.7 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに官側に申し出て指示を受けなければならない。

なお、細部は、官側との調整による。

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z 0.0 0 0 0.1 の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 L 7 X 2 A 2 0 0 1 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6 年 8 月 5 日
	作 成 部 課	陸上幕僚監部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和 6 年 8 月 5 日
品 名	陸上自衛隊装備品等の運用承認申請に係る技術支援役務	
仕様書番号	G S - C G - Z - 2 4 0 0 0 2	
指定事項 1.2 用語及び定義 この調達要領指定書で用いる用語及び定義は、仕様書による。 1.3.2 関連文書 G S - C 8 3 6 6 6 7 UAV (狭域用) 汎用型 J D X S - H 2 0 G E - B 1 5 5 0 0 1 B 光学ドローン 2.2 技術支援対象装備品等名・実施場所・日程・人員・役務時間 a) 技術支援対象装備品等名 UAV (狭域用) 汎用型 (J D X S - H 2 0) 1) 実施場所 市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。 2) 日程 令和 6 年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。 なお、細部は、官側との調整による。 3) 人員 支援要員は、2.6に示す支援を実施するのに十分な能力がある者とする。 b) 技術支援対象装備品等名 光学ドローン 1) 実施場所 市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。 2) 日程 令和 7 年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。 なお、細部は、官側との調整による。 3) 人員 支援要員は、2.6に示す支援を実施するのに十分な能力がある者とする。 c) 役務時間 上記a)～b)の実施期間中における役務時間は、1, 0 4 0 時間を上限とする。		

入 札 書

調 達 要 求 番 号	4L7X2A20011	契約実施計画番号	4K6Z23C02140
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ￥

(税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
陸上自衛隊装備品等の運用承認申請に係る 技術支援役務	仕様書のとおり	1	ST		
納入(履行)場所	陸幕装計部通電課		納入期限(工期)	令和8年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6 年 9 月 6 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮 内 修 嗣 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

委 任 状 (入札等)

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和 6 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者